

貸切バスの違約料

配車日の14日前から8日前まで……………所定の運賃及び料金の20%に相当する額

配車日の7日前から24時間前まで……………所定の運賃及び料金の30%に相当する額

配車日の24時間前以降……………所定の運賃及び料金の50%に相当する額

台数口でのご予約で、全車両数に対し2割以上の車両の取り消しについても、取り消した車両数に対し
上記の違約料を申し受けます。

(違約料は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。)

群馬県知事登録旅行業第2種254号

日本中央旅行株式会社

群馬県前橋市下佐鳥町455

TEL:027-287-4510

FAX:027-287-4513